

障害者施設等に係る 新型コロナウイルス感染症への対応

令和3年12月10日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害者施設等に係る新型コロナウイルス感染症への主な対応①

基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況にあっても、障害児者やその家族の日常生活を支えるため、施設・事業所において感染拡大防止対策を徹底しつつ、障害福祉サービス等の提供を継続できるよう支援。

主な取組

(1) 施設・事業所における感染防止の徹底等

① 日頃からの感染症対策の強化等

▶ 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底

○ 感染症の発生及びまん延防止のための委員会の開催、指針や業務継続計画の整備、訓練の実施の義務付け

【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定】 *3年間(令和3年度～5年度)は努力義務

○ 感染予防・拡大防止対策に関するマニュアル、感染者等発生時の業務継続ガイドラインを作成・周知

○ 施設・事業所の職員が感染症対策に係る相談ができる窓口の設置、感染症対策の専門家による研修の開催や
実地指導、施設・事業所における業務継続計画の策定に係る経費を補助【令和3年度予算：1.9億円】

▶ 施設・事業所において日頃から必要な感染症対策に要するかかり増し経費について、今年4月～9月は障害福祉サービス等報酬における特例的な評価により支援し、10月以降は補助金により支援

② 感染症が発生した場合の継続支援等

▶ 感染者・濃厚接触者が発生した施設・事業所について、都道府県等による事業継続支援に係る以下の経費等を補助
【令和3年度予算：12億円（令和3年度補正予算案において予算を積み増し：36億円）】

○ サービス提供の継続に必要な経費（施設等の消毒や清掃に要する費用等）

○ 当該施設・事業所と連携、協力する施設、事業所等にて必要となる経費

（利用者受入に必要な人材確保のための職業紹介料、応援職員の派遣に必要な旅費・宿泊料等）

障害者施設等に係る新型コロナウイルス感染症への主な対応②

主な取組

(2) 施設・事業所の人員基準等の臨時的な取扱い

① 人員配置基準の弾力的運用

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準等を満たせなくなる場合は、報酬の減額を行わないことが可能【事務連絡】

② 代替施設でのサービス提供、居宅への訪問、電話等による代替支援

- ▶ 休業等により利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用する児童が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供、居宅への訪問、電話等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能【事務連絡】

(3) 最近の対応

① 障害者支援施設等を含む社会福祉施設における面会等の実施の取扱い

- ▶ 障害者支援施設等を含む社会福祉施設における面会については、感染防止対策を行った上で、地域における感染の発生状況等を踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が面会の実施方法（対面での面会を含む。）を検討することを周知。また、外出については、感染拡大防止の観点や、入所者、家族等のQOLを考慮して、対応を検討することを周知【令和3年11月24日事務連絡】

② 新型コロナワクチン接種に係る対応

- ▶ 障害者支援施設等の入所者及び従事者への新型コロナワクチン接種について、市町村等に接種体制の整備について協力を依頼してきた。また、追加接種（3回目接種）について、一般的な追加接種に係る考え方に則り、実施方法等の基本的な考え方（接種時期について2回目接種から原則8か月以上後など）を市町村等に示したところ。さらに、接種時等の合理的配慮についても市町村等に依頼【令和3年11月25日事務連絡】

③ 就労系障害福祉サービス事業所に対する支援

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所に対して、新たな生産活動への転換等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援【令和3年度補正予算案(新規)：6.5億円】

參考資料

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和3年度補正予算額(案): 36億円
〔令和3年度当初予算額: 12億円〕

事業概要

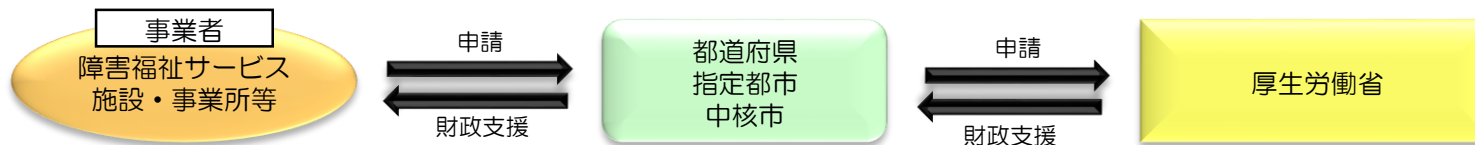
- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めるため、障害福祉サービス施設・事業所等が、関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。
- 施設・事業所等において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

事業内容

- 1. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要な経費の支援**
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用等、サービス提供の継続に必要な経費を支援する。
- 2. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等に協力する施設・事業所等において必要な経費の支援**
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費を支援する。
- 3. 今後に備えた緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な経費の支援**
平時から、関係団体等と連携・調整し、障害福祉サービス施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、地域の施設・事業所等による支援を行える体制の構築や、コミュニケーション支援等の障害特性に配慮が必要な障害福祉サービス利用者が入院・宿泊療養をすることとなった場合に医療機関又は宿泊療養施設での支援を行うために必要な経費を支援する。

事業スキーム等

- 実施主体: 上記1、2の事業 都道府県・指定都市・中核市
 上記3の事業 都道府県
- 補助率: 上記1、2の事業 国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3
 上記3の事業 国2/3、都道府県1/3



生産活動拡大支援事業

令和3年度補正予算額（案）6.5億円

新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援を行う。

実施主体・補助率

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

対象費用

生産活動を拡大するため必要な以下に掲げる費用

- ① 新たな生産活動への転換等に要する費用（上限15万円）
- ② 新たな販路開拓に要する費用（上限5万円）
- ③ コンサル派遣等経営改善に要する費用（上限5万円）
- ④ 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用（上限5万円）

※ 1事業所あたり最大30万円

対象事業所

次のいずれの要件も満たす就労継続支援A型・B型事業所

ア 申請月において利用者を受け入れていること

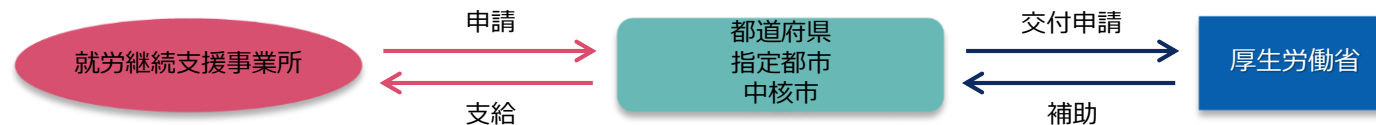
イ 工賃実績を都道府県等に報告していること

ウ 次の（i）又は（ii）の要件に該当すること

（i）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が前々年同期比で50%以上減少した月があること

（ii）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間があること

事業スキーム



障害者支援施設等における面会等の実施の取扱い

「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか関係課連名事務連絡）（抄）

1. 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における面会及び外出の留意点

（面会）

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。
- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。
- なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。

（略）

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか関係課連名事務連絡）（抄）

社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について

1. 感染防止に向けた取組

（面会）

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。

（略）

ワクチン接種（追加接種）に係る対応

「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）について」（令和3年11月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課他事務連絡）（抄）

1. 障害者支援施設等入所者等及び従事者への追加接種に係る基本的な考え方

- 障害者支援施設等入所者等及び従事者についても、一般的な追加接種に係る考え方に則るものであり、基本的な実施方法について具体的には以下のとおり。
 - ・ 追加接種については、初回接種（1回目及び2回目接種。以下同じ。）を受けた18歳以上の者を対象に1回行うこと。
 - ・ 接種時期については、初回接種の完了から原則8か月以上後とすることとしており、初回接種時における高齢者や基礎疾患を有する者等の接種順位のような取扱いはないこと。

- 障害者支援施設等入所者等及び従事者への追加接種に係る体制整備については、初回接種時と同様、都道府県の協力を得ながら、各市町村の障害保健福祉部局と衛生主管部局とで連携し、体制を確保すること。
また、接種体制の確保にあたっては、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」（令和3年4月5日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡）でお示ししている、障害者支援施設等に伝達すべき事項の施設等への周知や接種場所の検討、接種予定者の把握等を参考に、円滑な接種を実施できる体制を検討すること。

（略）